

『問題の学習』改訂表

(令和7.4.1改訂版対応)

● P.39

▶「問3」を以下のように変更します。

免許を受けていても、免許証又は免許情報記録個人番号カード(免許証等)を携帯しない
で自動車運転すると、交通違反ではあるが無免許運転にはならない。

▶「問17」を以下のように変更します。

運転中は、運転免許証等をいつでも提示することができるように携帯していなければなら
ない。

● P.40

▶「問28」を以下のように変更します。

免許証等の更新は、有効期間の満了する日の2か月前から受けることができる。

▶「問29」を以下のように変更します。

有効期間の過ぎた免許証等で運転すると、無免許運転の扱いを受けることになる。

▶「問30」を以下のように変更します。

免許証等を更新しようとする場合、更新期間が満了する日において65歳以上となる者は、
その満了日前の6か月以内に高齢者講習を受けなければならない。

● P.62・63

▶「問45」を削除し、「問29～問44」を1つずつ繰り下げ、
「問29」に以下の問題を追加します。

駐停車をするとき、路側帯の幅が狭い場合は、路側帯の中に入らず、車道の左端に沿って
駐停車する。

● P.64

▶「**解答**」の「問45」を削除し、「問29～問44」を1つずつ繰り下げ、
「問29」に以下の解答を追加します。

問29ー〇

▶「**難問解説**」の「問45」を削除し、「問29～問44」を1つずつ繰り下げます。

● P.84

▶「問65」を以下のように変更します。

問65 更新手続きを忘れ、期限切れになっている運転免許証等で運転すると、無免許運転になる。